

法務省民商第 1 9 5 号
令和 7 年 1 1 月 2 0 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法 務 省 民 事 局 長
法務省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

供託規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 5 5 号）が本年 1 2 月 1 日から施行されることに伴い、供託事務取扱手続準則（昭和 4 7 年 3 月 4 日付け法務省民事甲第 1 0 5 0 号当職ら通達）の一部を下記のとおり改正し、同日から施行することとしたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。



改 正 後	改 正 前
(現金出納簿) 第四条 [略] [一～一の四 略] 二 受入れのときの摘要欄の記録は、「供託金受入何年度金第何号外何件」若しくは「供託金受入何年度金第何号外何件(何月何日付)」又は「供託金電子納付により受入何年度金第何号外何件(何月何日付)」とし、払渡しのときの摘要欄の記録は、<u>「供託金払渡のため振込何年度金第何号外何件」</u>、<u>「供託金払渡のため国庫金振替何年度金第何号外何件」</u>又は<u>「供託金払渡のため小切手振出何年度金第何号外何件」</u>とすること。 [二の二～十二 略] 2 [略] 第五条 [略] [一～三 略] 四 払の預金欄については、<u>その日に受領した預貯金振込み又は隔地払の手續をした供託金に係る支払済</u>	(現金出納簿) 第四条 [同左] [一～一の四 同左] 二 受入れのときの摘要欄の記録は、「供託金受入何年度金第何号外何件」若しくは「供託金受入何年度金第何号外何件(何月何日付)」又は「供託金電子納付により受入何年度金第何号外何件(何月何日付)」とし、払渡しのときの摘要欄の記録は、<u>「供託金払渡のため小切手振出何年度金第何号外何件」</u>、<u>「供託金払渡のため振込何年度金第何号外何件」</u>又は<u>「供託金払渡のため国庫金振替何年度金第何号外何件」</u>とすること。 [二の二～十二 同左] 2 [同左] 第五条 [同左] [一～三 同左] 四 払の預金欄については、<u>その日の前日(同日が行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九</u>

書の情報（特例省令第二十四条の規定による読替え後の日本銀行国庫金取扱規程第四十二条の七第一項に規定する支払済書の情報をいう。以下同じ。）及び国庫金振替の手続をした供託金に係る振替済書の情報（特例省令第二十三条の規定による読替え後の日本銀行国庫金取扱規程第三十八条に規定する振替済書の情報をいう。以下同じ。）その他日本銀行における供託官の預金の減少を証する書面の記載金額並びにその日の前日（同日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に該当する場合にあつては、同日の直前の休日でない日）に振り出した小切手の金額の合計 五 〔略〕 （オンライン出納関係通知つづり込帳） 第十二条の二 〔略〕 2 前項の帳簿には、毎月分の首部に白紙を挿入し、これに、領収済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月の納付件数及び納付金額並びに規則第四十条第一項に規定する供託に係る納付件数及び納付金額の合計を、支払済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月	十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に該当する場合にあつては、同日の直前の休日でない日）に振り出した小切手の金額並びにその日に受領した隔地払又は預貯金振込みの手続をした供託金に係る支払済書の情報（特例省令第二十四条の規定による読替え後の日本銀行国庫金取扱規程第四十二条の七第一項に規定する支払済書の情報をいう。以下同じ。）及び国庫金振替の手続をした供託金に係る振替済書の情報（特例省令第二十三条の規定による読替え後の日本銀行国庫金取扱規程第三十八条に規定する振替済書の情報をいう。以下同じ。）その他日本銀行における供託官の預金の減少を証する書面の記載金額の合計 五 〔同左〕 （オンライン出納関係通知つづり込帳） 第十二条の二 〔同左〕 2 前項の帳簿には、毎月分の首部に白紙を挿入し、これに、領収済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月の納付件数及び納付金額並びに規則第四十条第一項に規定する供託に係る納付件数及び納付金額の合計を、支払済通知書に係る首部の白紙にあつてはその月
--	--

の規則<u>第二十二條第二項第五号イ、ロ又はニ</u>に規定する方法による払渡件数及び金額並びにこれらの方法ごとの払渡件数及び金額の合計を記載するものとする。 (小切手調査簿) 第二十条 小切手調査簿は、附録第六号様式により調製し、規則<u>第二十八條第四項（規則第三十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定</u>により振り出した小切手に関する事項を記載し、月計突合表の調査の際、支払済みの小切手について、突合欄に支払年月日又は「済」の文字を記載するものとする。 (預貯金振込み等) <u>第五十八條</u> 規則<u>第二十八條第二項（規則第三十五條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定の</u>手続は、<u>特例省令第十一条及び第十五條の規定による手続とする。</u>この場合において、規則<u>第二十八條第二項の請求者又はその代理人への通知は、預貯金振込みの方法の場合にあつては附録第十号の二様式により作成した通知書をもつて、隔地払の方法の場合にあつては特例省令別紙第三号書式による国庫金送金通知書をもつて行うものとする。</u>	の規則<u>第二十二條第二項第五号又は第六号</u>に規定する方法による払渡件数及び金額並びにこれらの方法ごとの払渡件数及び金額の合計を記載するものとする。 (小切手調査簿) 第二十条 小切手調査簿は、附録第六号様式により調製し、規則<u>第二十八條第一項若しくは第二項又は第三十五條第二項</u>により振り出した小切手に関する事項を記載し、月計突合表の調査の際、支払済みの小切手について、突合欄に支払年月日又は「済」の文字を記載するものとする。 (小切手の振出し等) <u>第五十八條</u> 小切手の振出しについては、小切手振出等事務取扱規程、保管金払込事務等取扱規程及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）によるほか、次の各号によらなければならない。 一 小切手には、整理番号の下に供託金と付記すること。 二 小切手原符の摘要欄に供託番号を付記すること。ただし、数件の供託金額を合算して一枚の小切手により支払ったときは、「何年度金第何号外何件」と記載することができる。
--	---

<u>2 規則第二十八条第三項（規則第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定の手続は、特例省令第十四条の規定による読替え後の保管金払込事務等取扱規程第八条第二項及び第八条の二並びに特例省令第十五条の規定による手続とする。</u> <u>3 供託官は、支払済書又は振替済書の内容を確認したときは、これらの情報に係る支払済通知書にその旨を記載するものとする。</u> <u>4 小切手の振出しについては、小切手振出等事務取扱規程、保管金払込事務等取扱規程及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）によるほか、次の各号によらなければならない。</u> <u>一 小切手には、整理番号の下に供託金と付記すること。</u> <u>二 小切手原符の摘要欄に供託番号を付記すること。ただし、数件の供託金額を合算して一枚の小切手により支払ったときは、「何年度金第何号外何件」と記載することができる。</u> <u>三 小切手原符の摘要欄には、供託金及び供託金利息の金額を区分して付記すること。</u>	<u>三 小切手原符の摘要欄には、供託金及び供託金利息の金額を区分して付記すること。</u> <u>四 執行官を受取人として振り出す小切手には、線引きをしなければならない。</u> <u>2 規則第二十八条第二項（規則第三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定の手続は、特例省令第十一条及び第十五条の規定による手続とする。この場合において、規則第二十八条第二項の請求者又はその代理人への通知は、隔地払の方法の場合にあつては特例省令別紙第三号書式による国庫金送金通知書をもつて、預貯金振込みの方法の場合にあつては附録第十号の二様式により作成した通知書をもつて行うものとする。</u> <u>3 規則第二十八条第三項（規則第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定の手続は、特例省令第十四条の規定による読替え後の保管金払込事務等取扱規程第八条第二項及び第八条の二並びに特例省令第十五条の規定による手続とする。</u> <u>4 供託官は、支払済書又は振替済書の内容を確認した</u>
---	--

四 <u>執行官を受取人として振り出す小切手には、線引きをしなければならない。</u>	<u>ときは、これらの情報に係る支払済通知書にその旨を記載するものとする。</u>
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	